

○療養介護サービス費

基本部分				注	注					
				地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	看護職員、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	療養介護計画が作成されない場合			
イ 療養介護サービス費	(1)療養介護サービス費(Ⅰ)	(一) 定員40人以下	(906単位)	× 965/1000	× 70/100	× 70/100	× 95/100			
		(二) 定員41人以上60人以下	(887単位)							
		(三) 定員61人以上80人以下	(848単位)							
		(四) 定員81人以上	(815単位)							
	(2)療養介護サービス費(Ⅱ)	(一) 定員40人以下	(660単位)							
		(二) 定員41人以上60人以下	(630単位)							
		(三) 定員61人以上80人以下	(590単位)							
		(四) 定員81人以上	(562単位)							
	(3)療養介護サービス費(Ⅲ)	(一) 定員40人以下	(522単位)							
		(二) 定員41人以上60人以下	(497単位)							
		(三) 定員61人以上80人以下	(473単位)							
		(四) 定員81人以上	(453単位)							
	(4)療養介護サービス費(Ⅳ)	(一) 定員40人以下	(418単位)							
		(二) 定員41人以上60人以下	(385単位)							
		(三) 定員61人以上80人以下	(362単位)							
		(四) 定員81人以上	(344単位)							
	(5)療養介護サービス費(Ⅴ)	(一) 定員40人以下	(418単位)							
		(二) 定員41人以上60人以下	(385単位)							
		(三) 定員61人以上80人以下	(362単位)							
		(四) 定員81人以上	(344単位)							
ロ 経過的療養介護サービス費	(1)経過的療養介護サービス費(Ⅰ)	(一) 定員40人以下	(877単位)	× 965/1000						
		(二) 定員41人以上60人以下	(877単位)							
		(三) 定員61人以上80人以下	(848単位)							
		(四) 定員81人以上	(815単位)							
地域移行加算				(入院中1回、退院後1回を限度として、500単位を加算)						
福祉専門職員配置等加算				イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき 10単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき 7単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき 4単位を加算)						
人員配置体制加算	イ 人員配置体制加算(Ⅰ) (1. 7:1)	(1) 定員61人以上80人以下	(1日につき 6単位を加算)	× 965/1000						
		(2) 定員81人以上	(1日につき 17単位を加算)							
	ロ 人員配置体制加算(Ⅱ) (2. 5:1)	(1) 定員40人以下	(1日につき 170単位を加算)							
		(2) 定員41人以上60人以下	(1日につき 200単位を加算)							
(3) 定員61人以上80人以下		(1日につき 224単位を加算)								
(4) 定員81人以上	(1日につき 237単位を加算)									
障害福祉サービスの体験利用支援加算				(1日につき 300単位を加算)						
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×35/1000)			注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可						
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×25/1000)									
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×14/1000)									
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×14/1000)									
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×14/1000)									
福祉・介護職員処遇改善特別加算				注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可						
(1月につき 所定単位×5/1000)										